

平成14年 6月 6日

## 異種移植に関する諸外国の状況

### (1) 米国

PHS がガイドラインを発出している。異種移植用臓器供給動物の品質確保、移植者へのインフォームドコンセント、移植者の長期に渡る監視、各種生物学的標本の長期保存が定められている。実質的にサルの利用は禁じられている。倫理面についての規制は含まれていない。

### (2) 英国

政府は暫定的な規制当局を置き、規制ガイドラインを検討している。現在、案が出来上がっている。規定内容は米国とほぼ同様であるが、動物福祉に配慮した内容を含んでいる。

### (3) WHO

国際的に調和のとれた監視活動を実施し、異種起源の感染・疾患発生に対する効果的かつ効率的な探知、報告体のためのネットワーク構築が必要であるとしている。

### (4) OECD

国際的に異種移植を監視するために、届出制度、登録制度、試料の保存が必要であるとしている。報告の最小限の要求事項、異種移植の定義についての合意を今後検討する予定である。

(平成13年3月)